

熱海市職員の再任用に関する条例及び熱海市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成27年9月25日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市職員の再任用に関する条例及び熱海市職員の退職手当に関する条例の一部  
を改正する条例

熱海市条例第31号

(熱海市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の再任用に関する条例(平成13年熱海市条例第3号)の一部を次のよう  
に改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第25条の2  
第1項第1号」を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第  
4号」に改める。

(熱海市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 熱海市職員の退職手当に関する条例(昭和38年熱海市条例第10号)の一部を次の  
ように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第84条第2項」  
を「厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。